資料２

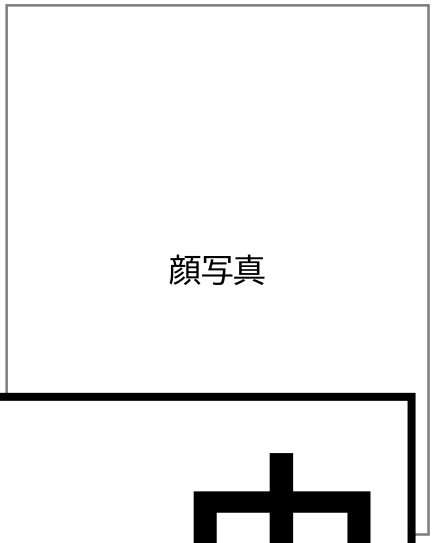
# 第５期八戸市地域福祉計画
# 原　案

*2027 >>> 2031*

令和９年〇月
八戸市

## はじめに

○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・




# 作　成　中

# 目次


## 第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の趣旨 ..... １
２　計画の位置付け ..... ３
３　計画の期間 ..... ６
４　計画の範囲 ..... ７

## 第２章　計画策定の背景

１　地域福祉を取り巻く国の動向 ..... ８
２　当市における地域福祉の現状 ..... 14
３　第４期計画における取組の振り返り ..... 20
４　第５期計画の策定に係る市民アンケート調査結果の概要 ..... 27
５　第５期計画の策定に係る団体・事業所アンケート調査結果の概要 ..... 37
６　課題の認識 ..... 42

## 第３章　基本理念と基本目標

１　基本理念 ..... 45
２　基本目標 ..... 46
３　施策体系 ..... 47
４　圏域の考え方 ..... 48

## 第４章　施策の展開

１　基本目標１　健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくり

（１）健康づくりの推進 ..... 52
（２）高齢者や障がい者等の社会参加の促進 ..... 54
（３）地域医療体制の整備 ..... 56
（４）多様な生き方や働き方が選択できる環境の整備 ..... 58

２　基本目標２ 誰もが尊重され、誰もが公平に支援を受けられる体制づくり
（１）自立支援と権利擁護の推進 ..... 61
（２）相談支援体制の充実と適切な情報発信 ..... 64
（３）課題解決に向けたネットワークの構築 ..... 67
（４）再犯防止施策の促進 ..... 69
３　基本目標３ みんなが共に支え合う、安心・安全な地域づくり
（１）防災・防犯対策の充実 ..... 72
（２）住民同士がつながり、支え合う体制の推進 ..... 75
（３）ボランティア・ＮＰＯ活動の促進 ..... 77
（４）誰もが暮らしやすい生活環境の整備 ..... 79
４　基本目標４ 思いやりの心と、地域福祉の担い手づくり
（１）担い手の育成と活動の支援 ..... 82
（２）福祉教育の推進と福祉意識の醸成 ..... 84
（３）世代間交流の促進 ..... 86

第５章　計画の推進

１　協働による計画の推進（役割分担） ..... 87
２　計画の周知 ..... 89
３　計画の進行管理 ..... 89

参考資料

１　第５期計画の策定に係る市民アンケート調査結果全体の要点 ..... 91
２　第５期計画の策定に係る団体・事業所アンケート調査結果全体の要点 .. 100
３　策定経過 ..... 103
４　八戸市健康福祉審議会　社会福祉専門分科会　委員名簿 ..... 104
５　八戸市健康と福祉のまちづくり条例 ..... 105
６　八戸市健康福祉審議会規則 ..... 112

# 第１章　計画策定に当たって

## １　計画策定の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の進展や、単身世帯の増加や雇用環境の変化、個人のライフスタイルの多様化などを背景として、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、価値観の多様化など、大きく変化しています。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において、人と人がつながり、支え合う機能が存在していました。しかし、生活環境の変化に伴い、人と人のつながりが弱まりつつあることで、支え合いの基盤も弱体化してきています。

そのため、生活に困難を抱えながらも誰にも相談ができない、または適切な支援に結び付かないなど、子育てや介護をしている家庭の社会的孤立、子どもの貧困、社会的弱者への虐待、ひきこもり、孤独死、自殺などの社会問題が生じています。そして、これらの問題が絡み合って「複雑化」、あるいは、複数の分野にまたがって「複合化」するなど、新たな問題が顕在化してきています。

例えば、介護と育児が同時期に重なる「ダブルケア」、80 代の親が長期引きこもりなどで自立できない 50 代の子の生活を年金等で支え、親子ともに経済的困窮や社会的孤立に陥る「８０５０問題」、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に子ども・若者が行っていると認められる「ヤングケアラー」などが、これに該当します。

このような問題は、これまで我々が拡大・発展させてきた高齢、障がい、児童等の分野別の相談体制では対応が困難であり、世帯の中で課題が複雑化・複合化しているケース、「制度の狭間」にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなど、あらゆる事態を想定して、確実に支援につなげる体制を構築する必要があります。

加えて、生活支援や就労支援など、分野別の支援を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が、地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりが求められています。

国においては、平成 28 年６月２日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手（支える側）」「受け手（支えられる側）」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つな

がり、誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていける「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、その実現に向けた仕組みづくりを進めています。

その取り組みの一環として、平成 30 年４月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が、市町村の努力義務とされました。

市町村は、それぞれの地域における課題を踏まえ、目指す地域の姿を明確にした上で、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、計画的に取り組むことが求められています。

令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間を計画期間とする当市の第４期八戸市地域福祉計画（以下、「第４期計画」という。）では、若者も高齢者も障がい者も過去に失敗を経験した方も、地域のあらゆる市民が役割を持って支え合い、地域への貢献や様々な社会参加を通して生きがいを実感し、誰もが自分らしく活躍できる地域社会の実現に向け、計画に掲げた各種施策を推進してきました。

令和９年度（2027 年度）から始まる第５期八戸市地域福祉計画（以下、「第５期計画」という。）は、当市のこれまでの取組の成果や残された課題を整理した上で、地域福祉の推進に資する取組を体系化し、当市における「地域共生社会」の実現に向けた指針として策定するものです。

## ２　計画の位置付け

### （１）法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年（2016 年）法律第 104 号。以下、「再犯防止推進法」という。）第８条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

### （２）総合計画との関係

当市の各計画との関係では、「総合計画」を市政運営の基本となる最上位計画とします。総合計画では、2030 年頃の市の将来都市像を**『ひと・産業・文化が輝く北の創造都市』**と定め、これを実現するため、市とまちづくりに参画する主体が相互に連携・協力しながら６つの政策を推進することとしています。

地域福祉計画は、この「地域が一体となって取り組む６つの政策」のうち、特に政策１、政策３、政策４に係る取組の着実な推進を図ることを目的とした地域福祉分野の個別計画に位置付けています。

■総合計画に掲げる「地域が一体となって取り組む６つの政策」
【政策１】「ひと」を育む（子育て・教育・文化・スポーツ）
【政策２】「経済」を回す（産業・雇用）
【政策３】「暮らし」を守る（環境・防災・防犯・健康）
【政策４】「ともに生きる社会」をつくる（福祉・コミュニティ・多文化共生）
【政策５】「まち」を形づくる（都市整備・公共交通）
【政策６】「八戸らしさ」を活かす（シティプロモーション・観光・国際交流）

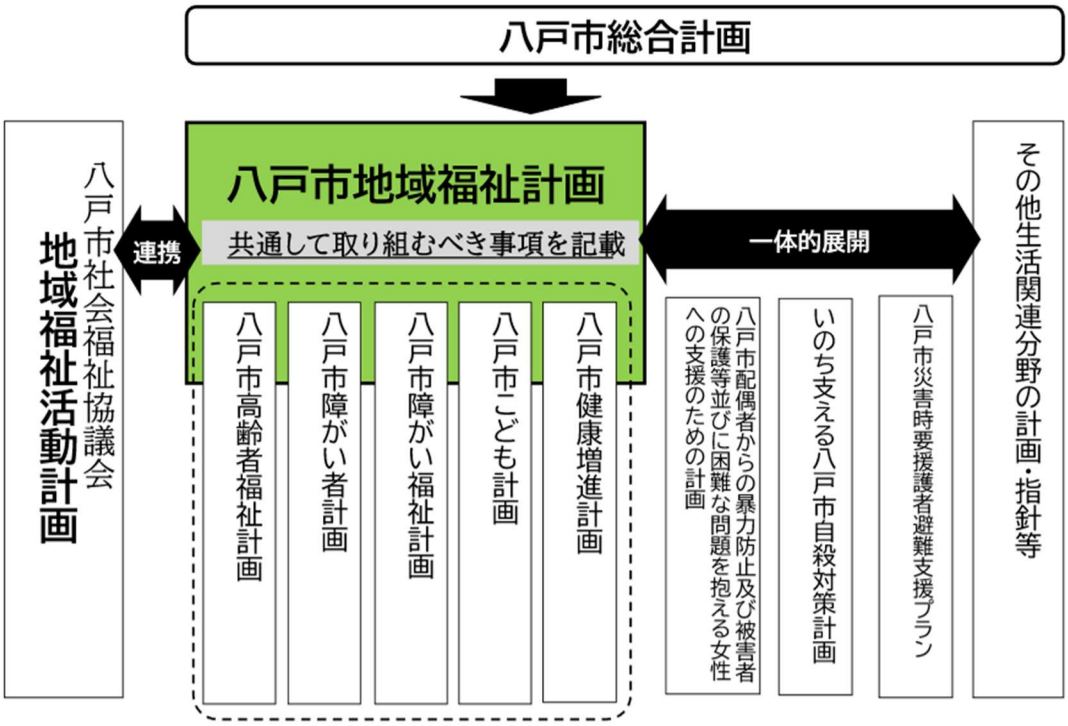
### （３）他の分野別計画との関係

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、各分野別計画で示されている基本的な理念や方向性を共有し、共通して取り組むべき事項を盛り込んでいることから、福祉分野における上位計画として位置付けられるものです。

また、八戸市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画[1]とも相互に連携を図り、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完し合って地域福祉を推進する体制を構築していきます。

[1] 地域福祉の推進を住民の立場から実践し、幅広い住民参加による地域の支え合いを実現するため、地域住民や民間関係団体等の自主的・主体的な地域福祉活動を推進するに当たっての指針となる行動計画

【他の分野別計画との関係図】




### （４）八戸市健康と福祉のまちづくり条例との関係

本条例は、先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを目的として制定されました。

本計画についても、本条例が定める基本理念の実現を目指し、策定及び施策の推進に努めるものとします。

【八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抜粋）】

（基本理念）

第３条　市民、事業者及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、健康と福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいを持って生活を営むことができる社会
(2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを享受できる社会
(3) 市民が地域で支え合い、安全に、安心して生活を営むことができる社会
(4) 市民が互いを思いやる気持ちを持つ、人にやさしい福祉社会

＜省略＞

（計画の策定等）

第 10 条　市長は、第３条に規定する基本理念に基づき、健康及び福祉に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めるものとする。

## （５）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係

持続可能な開発目標（SDGs）とは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の３つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための取組です。

平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成された国際目標が策定されました。

八戸市総合計画においても、SDGs の視点を持ちながら、まちづくりを推進することを基本姿勢としています。

その地域福祉の分野計画である八戸市地域福祉計画についても、これに倣い、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現、そして誰一人取り残さない持続可能な世界の実現に向けた施策を策定します。

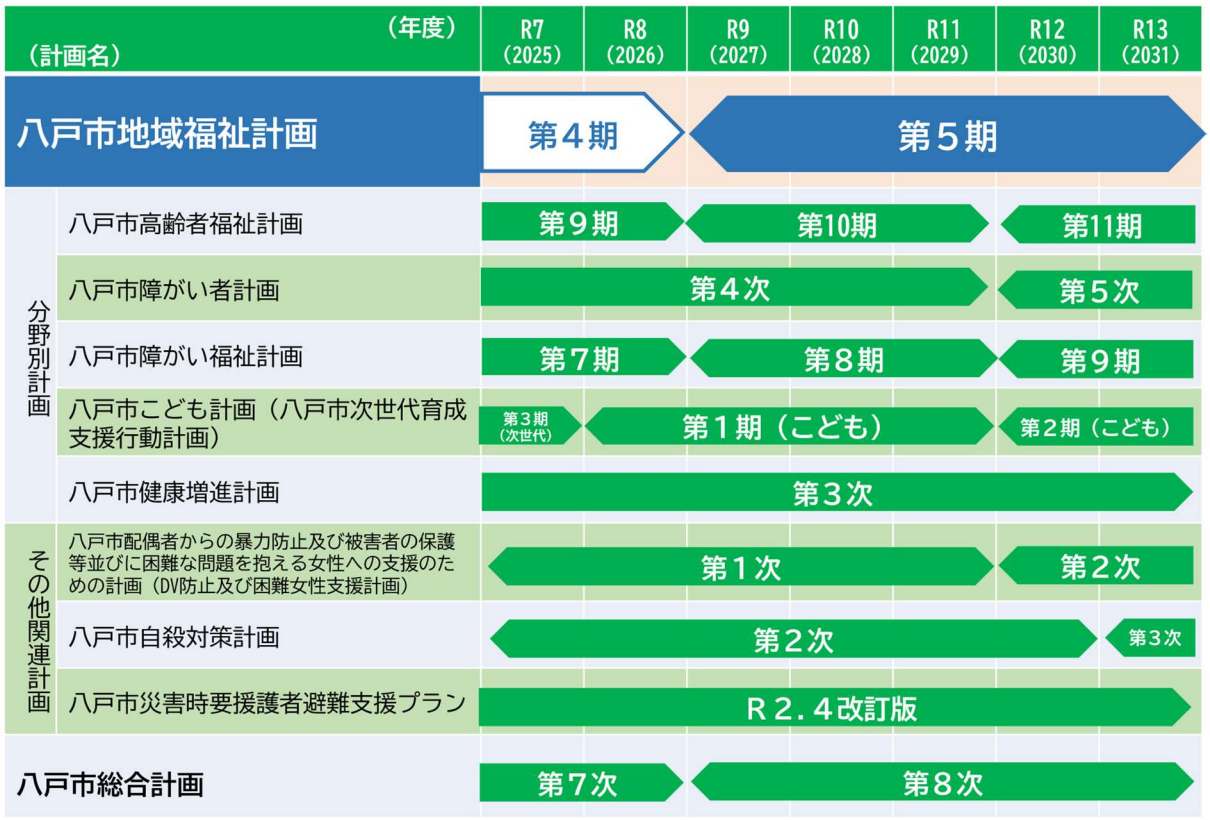


## ３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和９年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの５年間とします。

なお、国の動向や今後の社会情勢の変化等によっては、当該計画期間中においても、必要に応じて内容の見直しを行います。

【他の計画との計画期間の比較】



## ４　計画の範囲

社会福祉法第６条では、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、福祉サービスの提供体制の確保及び福祉サービスの適切な利用推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずることが、国及び地方公共団体の責務として定められています。

併せて、支援関係機関との連携等により、地域住民等の地域生活課題[2]の解決に資する施策が包括的に提供される体制の整備、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずることに努めることとされています。

本計画の範囲は、市が主体となって推進する施策や事業を基本としますが、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に当たっては、行政と地域福祉に関わる多様な主体との協力・連携が欠かせないことから、社会福祉協議会が実施する施策や事業を含んでいます。

[2] 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題